

会 議 録

会議の名称	平成30年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	平成31年1月21日（月） 午後1時15分から
会 場	東大和市役所 会議棟 第1・2会議室
出 席 者	運営協議会委員15名（欠席2名） 市長、市民部長、保険年金課長、国民健康保険広域化等 担当副参事 事務局3名 合計22名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
会 議 次 第	日程第1 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問） 日程第2 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（報告） 日程第3 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備 考	

<p>会 長</p>	<p>どうもみなさんこんにちは。</p> <p>また、改めまして新年明けましておめでとうござい ます。旧年中は大変お世話になりました。また 本年もよろしくお願ひします。</p> <p>(開会についてのごあいさつ)</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>本日の出欠状況についてお願ひします。</p> <p>本日の出欠委員でございますが、委員総数 17 名中、出席委員 15 名でございます。また東大和 市国民健康保険条例第 2 条に定めます、各選出区 分からご出席がございしますので、東大和市国民健 康保険運営協議会規則第 7 条により、会議は成立 してございします。お知らせいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは続き まして、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>(議事録署名人を指名)</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。まず 初めに日程第 1 「東大和市国民健康保険税の税率 等の改定について (諮問)」ということによろし くお願ひします。</p>
<p>尾崎市長</p>	<p>東大和市国民健康保険運営協議会会長殿、東大 和市国民健康保険税の税率等の改定について (諮 問)</p> <p>このことについて、東大和市国民健康保険運営 協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会に別 紙の事項について諮問いたします。よろしくお願 ひします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆様のお手元には諮問の内容のコピーをお配り いたします。</p> <p>皆様行きましたでしょうか。ありがとうござい</p>

尾崎市長

ます。それではこのことにつきまして、市長から一言ごあいさつ方々お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

皆さんこんにちは。尾崎でございます。本日は大変お忙しい中、東大和市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より市の国民健康保険事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国民健康保険は市民の健康を守る重要な制度でありながら、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えております。

こうした課題に対応し、国民健康保険制度を安定的に運営していくために、平成30年度から、国民健康保険の広域化が実施されました。市では国民健康保険を持続可能な制度とするために、国民健康保険の財政の健全化を進めております。平成31年度につきましても、市が策定した財政健全化計画に基づき、保険税率等の改定が必要となりますことから、今般ご審議をお願いするものであります。

引き続き、市では保険事業等の一層の取り組みにより医療費の適正化や、保険税の急増抑制に資する取り組みを行ってまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。結びに本日お集まりの皆さんのご健勝を祈念申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長

どうもありがとうございました。市長はこのあと公務ということで、退席されます。よろしくお願ひします。

村上部長

それではただ今の諮問内容につきまして説明をお願いいたします。

それではただ今お配りいたしました諮問書をお開きください。1ページをお開きください。

1 諮問理由でございます。「国民健康保険につきましては、制度を安定的に運営していくために、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とする広域化が実施されました。国民健康保険の財政の健全化を図り、制度を持続可能なものとするため、国からは、一般会計からの赤字補填繰入れの解消を求められております。市では、東京都国民健康保険運営方針に基づく財政健全化計画を策定し、国民健康保険税の急増を抑制するために国が設置した特例基金の期限となる6年で、一般会計からの赤字補填繰入れを解消する取組を行っております。この財政健全化計画に基づき、平成31年度において必要となる国民健康保険税の税率等について、次のとおり改定するものであります。」

2 諮問事項でございます。

1点目として、税率等についてでございます。基礎課税額の税率等については、所得割を100分の5.95を100分の6.32に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人につきまして28,000円を29,700円に改めるものでございます。

2点目として、後期高齢者支援金等課税額の税率等でございます。所得割を100分の1.78を100分の1.91に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては、被保険者1人につきまして8,500円を9,200円に改

めるものでございます。

3点目として、介護納付金課税額の税率等でございます。所得割につきましては100分の1.90を100分の1.93に改めるものでございます。被保険者均等割につきましては被保険者1人について10,600円を10,800円に改めるものでございます。

4点目として、平成31年度税制改正大綱に伴う対応でございます。平成30年12月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定され、平成31年度より、以下のとおり改正される予定であることがわかりました。

2面をお開きください。

1点目は国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、58万円を61万円に改めるものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額につきましては、27.5万円を28万円に改めるとございます。

同様に2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額につきましては、50万円を51万円に改めるものでございます。

また「平成31年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づき関連法令が改正された際は、市においても同様の改正を行い、基礎課税額を以下のとおり改定するものでございます。

所得割につきましては100分の6.32を100分の6.28に改めるものでございます。課税限度額につきましては58万円を61万円に改め

会 長

るものでございます。改定の時期につきましては平成31年4月1日から改定するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、この諮問内容について資料の説明を事務局からお願いいたします。

岩野副参事

みなさん、こんにちは。広域化等担当副参事の岩野と申します。私のほうから資料についてご説明申し上げます。失礼ですが着座にて説明申し上げます。

まず、お手元に事前に机上に配布しておりましたA4横の「平成30年度第3回 東大和市国民健康保険 運営協議会資料」をご用意ください。

1枚おめくりいただきまして、国民健康保険税率等の現在と改定後の比較資料をご覧ください。先ほど諮問させていただきました内容を踏まえました現在と改定後の保険税率等の比較資料となっております。

一番右の欄、現在と改定後の比較をご覧ください。税率等につきましては、基礎課税額の所得割で0.37ポイント、均等割で1,700円。後期高齢者支援金等課税額の所得割で0.13ポイント、均等割で700円。介護納付金課税額の所得割で0.03ポイント、均等割で200円のいずれも増改定となります。

下の※印をご覧ください。「平成31年度税制改正の大綱」の閣議決定に基づきまして関連法令が改定された際は、市において同様の改正を行い、基礎課税額の所得割を6.32%を6.28%に、課税限度額58万円を61万円に改定し

ます。以上が諮問内容を反映しました改定後の比較になります。

続きまして、お手元にA4の「平成30年度第3回 東大和市国民健康保険運営協議会資料 東大和市国民健康保険税の税率等の改定について」こちらの資料をご用意ください。

表紙をおめくり下さい。これからご説明申し上げる内容につきましては、積算の資料といたしまして4ページから6ページに詳細な説明を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

1ページをご覧ください。

国民健康保険の広域化によりまして、東京都は国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担うこととなりました。東京都は区市町村ごとに、国民健康保険事業費を算定いたしまして、またその納付金を収めるために本来必要とされる保険料率を標準保険料率として提示いたします。市はこの標準保険料率を参考として、市の国民健康保険税の税率等を定めることとなります。

1は市が東京都に納めます平成31年度国民健康保険事業費納付金であり、2,486,558,891円と算定されました。

2は納付金に対して必要とされる市の標準保険料率であります。東京都からは下の表のうち、平成31年度標準保険料率の欄のとおり示されました。現在の保険税率等と比較しております。表の最下段をご覧ください。医療分の所得割で2.04ポイント、均等割で4,002円、後期高齢者支援金分の所得割で0.72ポイント、均等割で1,684円、介護納付金分の所得割で0.21

ポイント、均等割でマイナス 283 円の開きがございます。

続きまして 3 の平成 30 年度の国民健康保険税の改定率であります。3 行目、平成 30 年度におけるから始まる行からご覧ください。平成 30 年度における東京都が示した納付金額は、約 25 億 928 万円でありました。従前の保険税率等で積算したところ、不足額が約 5 億 8,059 万円となりました。この不足額を補填するために一般会計から法定外の繰入れを行いますので、この額が解消すべき赤字補填の繰入額となりまして、国から解消を求められているものであります。

市では、この不足額を激変緩和措置のために国が設けた特例基金の期限となります 6 年間で解消することとし、医療費の適正化への取組等と併せた財政健全化計画を策定いたしました。計画初年度となります平成 30 年度の一人当たり国民健康保険税改定率につきましては、6.25% の増改定となりました。

保険税改定率につきましては、被保険者数、納付金等に変動要因がないことを前提としてございます。

続きまして 4 の平成 30 年度と同様の考え方による平成 31 年度の国民健康保険税の改定率であります。1 でご説明いたしましたとおり、平成 31 年度における東京都が示した納付金額は約 24 億 8,656 万円であります。これを現在の保険税率で積算いたしますと、不足額は約 5 億 845 万円となりました。

この不足額を激変緩和措置の特例基金が設けられております、残期間 5 年で解消する場合、平成

31年度の一人当たり国民健康保険税改定率は、6.52%の増改定となります。

一枚おめくりいたしまして2ページをご覧ください。

5の確定前期高齢者交付金の精算（返還）額分の一般財源充当（平成31年度限りの特例措置）であります。

平成30年12月28日付の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知では、都道府県及び市町村における平成31年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項が示されました。この中で「平成29年度の確定前期高齢者交付金、確定後期高齢者支援金、確定介護納付金の精算（返還）に係る財源については、保険料の増嵩にならないよう各市町村の繰入金や基金積立金を適切に活用されたい」との記載がありました。

市では、このうち平成29年度の確定前期高齢者交付金の精算（返還）額が約3,488万円生じておりまして、これは東京都が示した平成31年度の納付金の算定に含まれております。前期高齢者とは、65歳から74歳までの方です。この前期高齢者の加入割合によって生じます、保険者間の医療費の不均衡について調整するために、国民健康保険、協会けんぽ、健保組合等の全保険者が納付金を拠出し、前期高齢者の加入割合等に応じて得られる交付金が前期高齢者交付金であります。広域化の始まる前の平成29年度の精算につきましては、区市町村ごとに行われます。市ではこの国からの通知によりまして、確定前期高齢者交付金の精算（返還）額分につきましては、解消すべき赤字補填の繰入額に該当しないものと判断

いたしまして、一般財源にて充当することといたしました。

広域化実施後の平成30年度以降の確定前期高齢者交付金の精算は、東京都全体で行われますので、次年度以降市の精算は生じません。この特例基金は平成31年度限りのものとなります。

続きまして6の特例措置をふまえた平成31年度の国民健康保険税の改定率であります。特例措置をふまえて、平成31年度における納付金額約24億8,656万円から、確定前期高齢者交付金の精算（返還）額分の3,488万円を控除した24億5,168万円を、現在の保険税率等にて積算いたしますと、不足額は約4億7,357万円となりました。

この不足額を激変緩和措置の特例基金が設けられている5年間で解消する場合、平成31年度の一人当たり国民健康保険税改定率は、6.08%の増改定となります。

この改定率をもって、諮問の内容となります保険の税率等を算出いたしました。なお、この場合平成31年度に解消する赤字補填の繰入額は9,471万円となります。

続きまして7の課税限度額の引き上げであります。市の現在の課税限度額は93万円であります。内訳といたしまして、基礎課税額分が58万円、後期高齢者支援金課税額分が19万円、介護納付金課税額分が16万円であります。国は平成31年度からの、法定課税限度額につきましては、基礎課税額分のみ3万円の引き上げを検討しております。これが制度化された場合は、同様の改定を検討いたします。

課税限度額を引き上げることにより、高額所得者層からの保険税歳入が増加します。その分保険税率が抑制されまして、中間所得者層の保険税負担が軽減されることとなります。

3 ページをご覧ください。

8 の低所得者層への配慮についてであります。が、応能割と応益割の割合を現在と同程度の 64 : 36 とし、応益割を抑えることで、低所得者層への配慮を行います。

続きまして 9 の国民健康保険税急増の抑制に向けた取組でございます。

(1) といたしまして保健事業の一層の取組によります医療費の適正化であります。

1 つ目といたしまして糖尿病等重症化予防事業につきまして、市の医師会との連携を強化し、利用の促進を図ります。

2 つ目といたしまして、治療中断者への受診勧奨について、現在は勧奨通知を送付しておりますが、さらに電話による受診勧奨を行います。

3 つ目といたしまして、レセプトデータ等を活用し、新たにフレイル対策や慢性閉塞性肺疾患の注意喚起の事業を実施します。

フレイルとは運動機能が低下して要介護に至る前の状態と位置付けられております。このフレイルの予防改善には、栄養面や運動面、社会参加によるものがございます。この事業では低栄養による疾患の治療が中断されてる方に、受診勧奨を行うことで、フレイルの改善に繋げ、中長期的な医療費の適正化を図るものであります。

慢性閉塞性肺疾患とは、主に喫煙によって肺が持続的に炎症を起こしている症状です。この疾患

の該当リスクのある方に通知を送付し、慢性閉塞性肺疾患の認知を高め、健康に及ぶ影響を理解していただくことで、症状の重症化を防ぎ、中長期的な医療費の適正化を図る事業となります。

4つ目といたしまして、特定健康検査等を受診された方が、東大和市ロンドみんなの体育館の施設を体験利用できる連携事業を継続いたしまして、体育館の利用が困難な方には、お薬カレンダーを選択できることとします。こうした選択肢を広げることで、特定健康診査の受診率向上に資するものと考えております。またお薬カレンダーを選択された方にとっては、服薬管理にお役立ていただけるものと考えております。

5つ目といたしまして、今年度から発行しております「国保だより」の発行回数を年1回から年2回に増やし、特定健康診査や特定保健指導、保健事業等について受診等により得られる効果を啓発いたします。

(2)といたしまして、交付金の活用等であります。保険者努力支援制度等で得られる交付金等を、保険税急増の抑制に活用してまいります。

続きまして10の収納率向上に向けた取組であります。

新規加入者による保険税の収納を、原則、口座振替とし、窓口における資格取得の際に利便性の案内や係る手続きを進めてまいります。

続きまして11の今後のスケジュールであります。2月8日に第4回国民健康保険運営協議会を開催いたします。そこで今回の諮問に対する答申案を審議していただく予定であります。

続きまして2枚おめぐりください。

7 ページをご覧ください。

この度ご説明いたしました内容に基づきます国民健康保険税の改定の概要をこちらにまとめたものをお示しさせていただきました。介護納付金課税額の均等割につきましても、標準保険利用率を500円弱上回る改定案となっておりますが、理由につきましても標準保険利用率の均等割に合わせた場合、介護納付金課税額の応能、応益割が大きく崩れ、64：36とすべきところを67：33となりますので、諮問の均等割額とさせていただいております。

次ページ以降は縦長のA3版を横にして折りこんだものですが、国民健康保険税の税率等の改定案と、現行のものとモデルケースの世帯別、総所得階層別の比較表を参考といたしまして添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

雑駁ではございますが以上で説明を終わらせていただきます。

諮問させていただきました平成31年度におけます国民健康保険税の税率等の改定につきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長

どうもありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆様方からご質問、または保険税の改定の内容について、どうぞ。

委 員

国民健康保険税急増の抑制に向けた取組の保健事業等の一層の取組による医療費の適正化の中で、東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業を継続し、体育館の利用が困難な方にはお薬カレンダーを選択できることとします。と書いてある

	<p>のですが、渡した後のちゃんと利用できたとか、チェックとかそういうのはどうなのでしょう。これは渡すだけなのでしょう。それとも渡したらその後、ちゃんと利用できているのかチェックするのか、そういう機能はどうなのでしょう。ただ単に渡すだけでは意味がないのではないのでしょうか。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>事業の内容につきまして詳細はこれから詰めていくことになるのですけれども、お薬カレンダーをお渡しした後の効果につきまして、測定できるような仕組みにつきまして詰めていきたいと考えてございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>これはお薬を飲んでいない人は渡さないということなのですよ。お薬飲んでいる人だけ渡すという話なのですよ。お薬飲まない人はいらないのでですか。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>そうです。</p>
<p>越中課長</p>	<p>今の体育館の利用券につきまして、健康診断を受けられた方に無料の利用券をお渡ししておりますが、やはり運動するにあたって、なかなか調子が上がらないとか、体育館にいけないという方に向けての取組が昨年度は欠けておりましたので、そういったところからお薬をお飲みになられている方につきましてはこういったものを差し上げて、また一緒にアンケートをどこまで回収できるかという問題はもちろんあるのですが、アンケートと一緒に入れて、お役に立ちましたかというような検証をしていきたいと考えてございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありがとうございます。体育館を利用するために、行くのに交通費がかかりますよね。これは個人の費用ですから、そこまで費用負担するわけで</p>

	<p>はないので、 Rondominnano の体育館利用しているのが、どのくらいの人が利用されているのかというのが一つ知りたいなど、交通費がかかるとやっぱりそれだったら行くのやめようかとか、そういうふうなことがあるので、利用しますよというのが例えば 100 人ぐらいに無料パスを出したとして、実際利用しているのは 2～3 人だったということなのか、それとも 20～30 人ぐらいいるのか、そこらへんがちょっと知りたいなど。</p>
<p>岩野副参事</p>	<p>昨年未までの実績として約 50 名ほどの利用者がいらっしやいます。あとその往復なのですけれども、体育館の市内巡回バスがございます。この事業を利用される方につきましては、その市内巡回バスを無料で利用できるということにしておりますので、その点に関しましても、もしお金かかるということをご心配の方につきましては、巡回バス利用という方法がございますので、そちらのほうも併せてご案内申し上げております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>いいですか。ほかにいらっしやいますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません、私は、この資料で異論はないということで、お話をさせていただきたいと思います。市のほうで、こういうふうに策定されまして、国民健康保険の財政健全化計画に基づく税率の改定ということで、平成 30 年度と同じ考え方で計算をいたしますと、平成 31 年度の改定率が 6.52% になるところを、国からの通知によりますと、平成 31 年度限りの特例措置に基づき、市の持ち出しを増やすということで、不足額をおさえた結果、改定率が 6.08% となったのですね。</p>

こういう理解でよろしいのかなと思っているところでございます。国保制度も先ほど会長のあいさつの中にございましたけども、国保制度の課題であります一般会計のほうからの赤字補填繰入は、国保加入者以外の皆様方の市税が導入されているわけですから、やはり解消していただいて、健全な財政運営となることが安定的な制度運営において求められることかと思えます。被保険者の方々にとりましては、負担が増えるものではありませんけれども、今回は特例とはいえ、市の持ち出しを増やすことで、改定率の上げ幅を抑制されておりました、医療費の適正化に向けた取り組みも強化をされているのであります。また応能・応益の割合につきましても、私どもが提言しております所得の低い方への配慮として、応益割を抑えたもので維持されております。国保財政の健全化を進める中で、市とされまして一定程度の努力が伺われるという内容かと思われまますので、私としては今回の諮問内容に異存はございません。以上でございます。

会 長

ありがとうございます。ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。なければいろいろご意見をいただきまして本当にありがとうございました。なかなか本当に税を上げるということは大変なことではございます、これからまた諮問に対して答申を出したいと思えます。おそらく今日のこの時間では短いので、じっくりと家に持ち帰って、見ていただきまして、そして何かございましたら、この事務局のほうにぜひ、できれば今月末ぐらいまでにご返答いただければ助かります。それをまとめたものを、2月8日の

会 長

次回の運営協議会を開催いたします時に、皆様方から今日、言えなかったご意見とか、いろんな意見を賜りまして、それをまとめたものを答申案として委員の皆様にお図りをしたいと存じます。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ありがとうございます。よろしいということで、日程の第1としまして「東大和市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）」を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして日程の第2に移ります。「平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（報告）」を事務局からご説明をお願いします。

越中課長

保険年金課長越中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ここからは着座にてご説明させていただきたいと存じます。資料につきましては、資料2ページのこの横版の「平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の集計表をご覧いただきたいと存じます。それではご説明申し上げます。この補正予算につきましては、昨年12月に開催されました平成30年第4回市議会定例会の初日にご提案をさせていただき、議決されております。平成30年度の国民健康保険のこの補正予算でございますが、職員給与費の改定また人事異動に伴いまして職員人件費を増額する予算の補正が必要となったものでございます。

内容につきましては、初めにこの表の左側歳入

でございます。繰入金といたしまして職員給与費等繰入金を、6,328,000円増額させていただいたものでございます。次に右の表、歳出でございます。第1款総務費におきまして、給料を180万円、職員手当342万円、共済費を1,108,000円。合計といたしまして、6,328,000円増額させていただきました。なお、国民健康保険の担当職員数でございますが、こちら11名となっております。歳入、歳出ともに、それぞれ6,328,000円を増額いたしまして、補正後の予算総額は、歳入、歳出それぞれ9,510,190,000となるものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございます。日程の第2についてご質問があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。よろしければ日程の第2「平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（報告）」を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

次に日程の第3「その他」ということで、事務局なにかございますでしょうか。

越中課長

引き続きまして私のほうから一点ございます。本日資料のほうが添付が間に合いませんので、ございませんが、1件ご報告がございます。実は被保険者の方が、遡りまして、他の健康保険に移られた場合、その遡った間の保険税、こちらにつきまして納付済みの保険税につきましては還付をさせていただくのですが、実はこの間、3年及び6年という、長期に渡って国民健康保険、社会保険に

両方加入していた方がいらっしゃいました。その方々がそれぞれ国民健康保険を喪失する手続きにみえまして、当該期間の国民健康保険納付済みの国民健康保険税の還付をいたしました。期間が長いものですから、額が大きくなってございまして、このことにかかります還付金に予算額に不足が生じてしまいまして、また補正予算の時期に本来であれば予算ということございまして、議会の諮るところでございますが、補正予算の時期に間に合わなかったこともございまして、仕方なく予備費を充当させていただきました。こちらのほうが250万円予備費を充当させていただくような処理をさせていただきました。このことについてご報告をさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいまのことにつきましてご質問ございますか。

委 員

チェック機能はどうなっているのでしょうか。チェック機能があったけどもれたのか、それともチェック機能は全然なくてこうなっているのか。

越中課長

国民健康保険の被保険者の方が他の保険に移られた際には、実は国民年金と厚生年金の仕組みを使って、年金の場合同じ番号を使っておりますので、ある方が社会保険に入られると、国民年金は自動で喪失をするような仕組みができておるのですが、国民健康保険につきましては自動での喪失というのが、届け出によって喪失するということになってございまして、一応年金の自動の切り替えがされておりますので、お手続きくださいという周知、ご案内はしておるのですが、やはりご本人様がお手続きに見えないと、職権で切り替え

委員
越中課長

をすることができないものですから、ご本人様のお手続きを待っていたというような形になりまして、今回すごく長い期間ですね。

時効はないのですか。

時効は5年になります。5年で時効になるのですが、お一人の方につきましては、5年を超えておりましたので、5年の時効となっておりまして、5年の時効となっておりまして、6年遡られた方につきましては、時効分につきましては、還付はできないこととなります。もう一人の方は3年の遡及でございましたので、全額還付をさせていただき手続きを取ってございます。以上です。

委員
越中課長

手続きをしないと罰金みたいなものはないのですか。ご本人がしないからこうなったのですが、それに対する罰金とか罰則はないのですか。

そうですね。一応14日以内にお願ひしますというのはこれ原則になってございますのでお出しはしておるのですが、年金機構からある方が厚生年金に入られましたという通知につきましても、早い方で4週間、遅い方ですと数か月かかって、市のほうに国民年金の方が厚生年金に入られましたという通知が届くという形になっておりまして、どうしてもこのタイムラグのところにつきましては、ご本人様の届け出を待ってしまうと、待たざるを得ないという状況になっております。

会長

よろしいですか。なければ日程の第3を終了とさせていただきますまして、最後に事務局のほうから総括的にあればお願いします。

みなさま本日はご審議どうもありがとうございました。会長からもお話ございましたとおり、2月8日金曜日午後1時半から会議棟2階の第6会

議室にて答申案の中でご審議を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。私のほうからは以上です。

ありがとうございました。なお、2月7日に東京都全体の会長が集まる会議がございまして、その時にまた講演がございます。国の方向性が示される資料等が手に入りましたら、間に合えば8日の日に、皆様にご配布したいと思います。今日は長時間に渡りありがとうございました。これで本日の日程を全て終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。